

四日市市告示第134号

四日市市中小企業等臨時給付金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月25日

四日市市長 森 智広

四日市市中小企業等臨時給付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等のうち、事業所税を納付している事業者の事業継続を支援するため、令和3年度に限り、売上の減少割合に応じて給付金を交付することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 給付金 前条の目的を達成するために、四日市市中小企業等臨時給付金として本市によって支払われる給付金をいう。

(2) 中小事業者等 本市に本店を有する企業その他の法人等であって、令和3年4月1日において次に掲げる要件のいずれかを満たすものをいう。

ア 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第27条の4第12項に規定する法人

イ 租税特別措置法施行令第5条の3第9項に規定する個人

(交付対象者)

第3条 給付金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する中小事業者等とする。

(1) 本市に令和3年度の事業所税を納税していること

(2) 本市に納税義務のある市税に滞納がないこと

(3) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、次のいずれかに該当する者

ア 令和2年2月から10月までの任意の連続する3月の期間の事業収入の合計が前年同期間と比べて50%以上減少していること

イ 令和2年2月から10月までの任意の連続する3月の期間の事業収入の合計が前年同期間と比べて30%以上50%未満減少していること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、給付金を交付しない。

(1) 法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に規定する公共法人

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者

(3) 政治団体

(4) 宗教上の組織又は団体

(5) 次のいずれかに該当する場合

ア 暴力団(四日市市暴力団排除条例(平成23年四日市市条例第9号。以下「条例」とい

- う。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)である者
- イ 役員等(給付金の交付を受けようとする者が個人である場合にはその者を、給付金の交付を受けようとする者が法人である場合にはその役員をいう。)が暴力団員(条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
- ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (給付金の額)

第4条 給付金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第3条第1項第3号アに該当する者 令和3年度納付分事業所税相当額
 - (2) 第3条第1項第3号イに該当する者 令和3年度納付分事業所税相当額に2分の1を乗じて得た額
- (交付申請)

第5条 給付金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添付し、四日市市中小企業等臨時給付金交付申請書兼請求書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(第2号様式)
 - (2) 事業所税にかかる納税証明書(令和3年度分)
 - (3) 市税完納証明書
 - (4) 履歴事項全部証明書の写し(申請者が法人の場合に限る。)
 - (5) 申請者名義の通帳の写し(金融機関名、支店名、支店コード、口座番号及び口座名義人がわかるもの)
 - (6) 令和元年分及び令和2年分の確定申告書第一表の控及び法人事業概況説明書、個人にあつては確定申告書第一表の控え及び所得税青色申告決算書の控(收受日付印が押印されていること(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字されていること。以下同じ。))又はe-Taxによる申告の場合は、受信通知を添付すること。なお、收受日付印又は受信通知のいずれも存在しない場合には、納税証明書(その2所得金額用)(ただし、事業所得金額の記載のあるものに限る。))
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に関する申告を行い、令和3年度分の固定資産税及び都市計画税が減免されている場合は、前項第6号の書類の提出を省略することができる。
- 3 第1項の申請は、交付対象者1者につき1回限りとする。

(申請期間)

第6条 前条第1項の申請の期間は、令和3年度の事業所税納付期限後から令和4年3月31日までとする。

(交付決定)

第7条 市長は、第5条の申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、給付金を交付することが適当と認めるときは、申請者に対し給付金を交付し、適当でないと認めるときは四日市市中小企業等臨時給付金不交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するもの

とする。

2 前項の交付決定に係る通知は、給付金の振込をもって代えるものとする。

(不当利得の返還)

第8条 市長は、前条の規定により給付金の交付を受けた者が交付対象者の要件を満たさなくなったとき、又は偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けたことが明らかになったときは、当該交付の決定を取り消し、交付を行った給付金の返還を求めるものとする。

2 前項の規定による給付金返還命令は、給付金返還命令書(第4号様式)によるものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 給付金の交付を受けようとする者は、給付金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(調査)

第10条 市長は、給付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めたときは、給付金の交付を受けた者に対し、報告を求め、又は調査を行うことができる。

(四日市市補助金等交付規則の適用除外)

第11条 この給付金は、四日市市補助金等交付規則(昭和57年四日市市規則第11号)第2条第1号の規定により市長が指定する給付金とする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

(商工農水部商工課)

第1号様式（第5条関係）

四日市市中小企業等臨時給付金交付申請書兼請求書

年 月 日

（あて先）
四日市市長

（申請者）
住 所
名 称
氏 名
（代表者の署名又は記名押印）

四日市市中小企業等臨時給付金の交付を受けたいので、四日市市中小企業等臨時給付金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 給付金交付申請額 金 円
- 〔 2の事業収入割合が50%以下の場合 ③の額を記載
 2の事業収入割合が50%超70%以下の場合 ③×1/2の額を記載 〕

2 事業収入割合について

令和2年 月 日から同年 月 日 令和2年2月から10月までの連続する3月を記載			年 月 日から同年 月 日 左の期間の前年同期を記載		
月期	月期	月期	月期	月期	月期
円	円	円	円	円	円
合計： 円・・・①			合計： 円・・・②		
事業収入割合： % (① / ② × 100) ※小数点以下切り捨て					

- 3 令和3年度事業所税納付額 金 円・・・③

4 事業者情報

主たる業種	
事業開始年月日	年 月 日
事業所在地	四日市市
資本金	(法人のみ)
従業員数	人 (常時使用している従業員)
担当者名	
電話番号	
携帯電話番号	

5 給付金の振込口座

金融機関名	
支店名	
口座種別	1. 普通 2. 当座
口座番号	
口座名義	
口座名義 (フリガナ)	
ゆうちょ銀行の場合	(通帳記号) (通帳番号)

6 添付書類

- 誓約書 (第2号様式)
- 事業所税にかかる納税証明書 (令和3年度分)
- 市税完納証明書
- 履歴事項全部証明書の写し (申請者が法人の場合に限る)
- 申請者名義の通帳の写し
- 令和元年分及び令和2年分の確定申告書第一表の控及び法人事業概況説明書 (法人)、確定申告書第一表の控え及び所得税青色申告決算書の控 (個人) (必要な場合)
- その他、市長が必要と認める書類

誓 約 書

年 月 日

四日市市長

（申請者）

住 所

名 称

氏 名

（代表者の署名又は記名押印）

四日市市中小企業等臨時給付金の申請にあたり、下記の事項について誓約します。

なお、誓約した事項に偽りがあることが判明した場合には、交付された四日市市中小企業等臨時給付金を全額返還することに同意します。

- 1 四日市市が、四日市市中小企業等臨時給付金の交付決定等に必要な市税の課税、納税状況等について、関係公簿の閲覧等を行うことに同意します。
- 2 以下の項目に該当しません。
 - （1）暴力団（四日市市暴力団排除条例（平成23年四日市市条例第9号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者
 - （2）法人である場合、役員が暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - （3）暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - （4）政治団体に政治活動を行っている者
 - （5）宗教上の組織・団体に宗教活動を行っている者
 - （6）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者
- 3 資本又は出資を有しない法人または個人に該当する場合、常時使用する従業員の数は1,000人以下です。
- 4 申請書の記載内容及び添付書類に一切の虚偽はありません。

住 所
名 称
氏 名

四日市市中小企業等臨時給付金不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった四日市市中小企業等臨時給付金については、下記
のとおり交付できませんので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1 不交付の理由

住 所
名 称
氏 名

給付金返還命令書

四日市市中小企業等臨時給付金交付要綱第8条の規定により、次のとおり給付金の返還を命じます。

給付金の返還を命ずる理由	
給付金返還額	円
納入期限	年 月 日